

平成 30 年 3 月 28 日  
青森市総務部契約課

建設業者各位

### 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の取扱いについて

市では、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保するとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、市発注工事において、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止することとしました。

実施内容については下記のとおりです。

### 記

#### 1 実施内容

元請業者が、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）と一次下請契約を締結することを禁止します。

#### 2 違反した元請業者に対する措置

契約に違反して、適用除外でないにもかかわらず社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合は、元請業者に対し、指名停止措置（契約違反：1 箇月）を行います。

#### 3 実施年月日

平成 30 年 4 月 1 日

（平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用）

#### 4 その他

下請業者の社会保険等の加入状況については、これまでどおり、施工体制台帳により確認しますので追加で提出する書類はありません。

【問合せ先】  
総務部契約課 工事等契約チーム  
017-734-5144（直通）